

○ 毎月勤労統計調査（通称“毎勤”）とは

— どんな調査か —

- 全国調査，地方調査及び特別調査から成り立っており，全国調査と地方調査は常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月，特別調査は常用労働者1～4人の事業種を対象に年1回実施しています。なお，地方調査は全国調査の調査事業所に地方調査のみの調査事業所を加えたものとしています。
- 大正年間に始まり，80年以上の歴史を持つ，我が国の労働及び経済に関する基本的な統計のひとつです。
- 労働者の雇用，給与及び労働時間の毎月の変動を明らかにすることが目的です。

— どのように利用されているか —

- 公共料金の改定の際の資料に使われます。
- 雇用保険基本手当，労働者災害補償（休業補償）の額の改定に使われます。
（注：雇用保険法第18条，労働基準法76条）
- 国民所得や県民所得の推計に使われます。
- 景気動向の判断資料として使われます。
- 民間企業において賃金改定や労働関係の資料に使われます。
- 民事事件や交通事故の補償など逸失利益算出の基礎資料に使われます。
- その他あらゆる労働，経済問題の資料に使われ，また日本の労働事情の海外への紹介，国連への報告などに活用されています。

毎月勤労統計調査の沿革

	(調査名)	(実施主体)	(対象範囲及び数)
大正12年7月	職工賃銀毎月調査 鉱夫賃銀毎月調査	内務省社会局	北海道ほか22府県(本県を含む)における工場及び東京鉱務署ほか4鉱務署管内における鉱山合計510所
大正14年4月	賃銀毎月調査	内閣統計局	29府県の工場, 鉱山
昭和2年1月	官公営工場と交通関係事業体を調査対象に追加		
昭和14年4月	労働統計毎月実地調査	内閣統計局	33府県における工場, 鉱山, 交通関係事業体約7,200所
昭和16年8月	労働統計毎月調査	内閣統計局	全府県における工場, 鉱山, 交通関係事業体約4,700所
昭和19年7月	毎月勤労統計調査	内閣統計局	全府県における工場, 鉱山, 交通関係事業体約8,900所
昭和21年12月	百貨店, 銀行, 信託業, 保険業を調査対象に追加		
昭和22年7月	指定統計第7号に指定		
昭和23年9月	調査の企画立案及び公表の権限を労働省に移管(実施は総理府統計局)		
昭和25年1月	毎月勤労統計調査規則(労働省令)制定 標本理論を導入 産業別に異なっていた調査対象規模の下限を常用労働者30人以上に統一		
昭和25年10月	日本標準産業分類を採用(対象産業: 鉱業, 製造業, 卸売及び小売業, 金融業及び保険業, 不動産業, 運輸通信及びその他公益事業)		
昭和26年4月	毎月勤労統計調査 全国調査 地方調査	調査を労働省に全面移管 地方調査開始	
昭和27年1月	建設業を調査対象に追加		
昭和29年3月	サービス業の一部(「自動車修理業及びガレージ業」, 「その他の修理業」及び「医療保険業」)を調査対象に追加		

昭和32年7月 乙調査と特別調査開始

毎月勤労統計調査 全国調査甲調査 全国調査乙調査	常用労働者30人以上事業所	約9,300事業所
	常用労働者5～29人事業所	905調査区
地方調査 特別調査	常用労働者30人以上事業所	約10,000事業所
	常用労働者1～4人事業所	約18,500事業所 1,810調査区 約38,500事業所

昭和46年1月 サービス業の範囲を「家事サービス業」と「外国公務」を除く全体に拡大

昭和47年7月 沖縄県を調査対象に追加

昭和55年7月 特別調査を拡充

毎月勤労統計調査 全国調査甲調査 全国調査乙調査	常用労働者30人以上事業所	約16,700事業所
	常用労働者5～29人事業所	1,914調査区
地方調査 特別調査	常用労働者30人以上事業所	約16,500事業所
	常用労働者1～4人事業所	約22,000事業所 4,750調査区 約134,000事業所

平成2年1月 甲調査・乙調査の統合と地方調査の拡充

毎月勤労統計調査 全国調査	常用労働者5人以上	約33,200事業所
	┌ うち30人以上 └ 5～29人	約16,700事業所 1,914調査区
地方調査	常用労働者5人以上	約16,500事業所
	┌ うち30人以上 └ 5～29人	約43,500事業所 約21,500事業所 2,561調査区
特別調査	常用労働者1～4人	約22,000事業所 4,750調査区 約77,000事業所

平成5年1月 パートタイム労働者についての調査項目を新設

平成13年1月 省庁再編に伴う調査主体名の変更（労働省→厚生労働省）

平成14年1月 全国調査における一般・パート別の賃金・労働時間指数を公表

平成14年3月 毎月勤労統計調査オンラインシステムによる調査票登録開始

平成17年1月 平成14年3月改訂の日本標準産業分類に基づく集計，公表開始
（特別調査は平成16年調査から）

平成21年4月 基幹統計に指定される

平成22年1月 平成19年11月改訂の日本標準産業分類に基づく集計，平成22年公表開始
（特別調査は平成21年調査から）

- 1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総取入の最も多いものです。)
- 2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1カ月間です。)
- 3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。
- 4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(資企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

日

(1) 1,000人以上
(2) 300~999人
(3) 100~299人
(4) 30~99人
(5) 5~29人
(6) 1~4人

月 日から 月 日まで

厚生労働省



毎月勤労統計調査全国調査票

(第一種事業所用)

平成 年 月 分

都道府県番号
事業所一連番号
産業分類番号
抽出率番号
※事業所所属業種番号
※企業規模番号

※印欄は記入しないでください。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めず、又は1カ月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇労働者で、前2カ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業員は除きます。パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別	5 常用労働者数			6 出勤日数 (休退時間は含まないでください。)	7 要労働時間数		8 現金給与額 (税込み額です。)		9 その他 (4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名義別金額を記入してください。
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。		(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまつて支給する給与の総額はいくらか。(労働協約、就業規則等に支給条件が定められている給与です。)	
男									
女									
計									
うち、パートタイム労働者									

◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。

10 備考 (本月分の報告内容と前月分の間に著しい強弱がある場合は、その理由を記入してください。)

9 変動状況 (調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄に記入してください。)

1 定界を実施した。	4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
2 ベースアップを実施した。	5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
3 操業短縮、一時休業を実施した。	6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

記入担当者氏名
調査票提出年月日
年 月 日

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。
この調査は、統計法に基づき統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づき報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

1 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1カ月間です。)

2 調査期間中に事業活動を行った日は何日でしたか。(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

3 調査期間中に事業活動を行った日は何日でしたか。(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

- (1) 1,000人以上 (2) 300~999人 (3) 100~299人 (4) 30~99人 (5) 5~29人

5 常用労働者数 (1) 前調査期間の末日は何人でしたか。 (2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。 (3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。 (4) 本調査期間の末日は何人でしたか。

6 出勤日数 (1) 出勤した日(有給休暇は含まない)は幾日でしたか。 (2) 出勤した日は幾日でしたか。 (3) 出勤した日は幾日でしたか。

7 実労働時間数 (1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。 (2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。

8 現金給与額 (税込み額です。)

9 変動状況 (その概略を記入してください。)

10 備考 (本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。)

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象となった事業者の方々は統計法に基づき報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

毎月勤労統計調査全国調査票

(第二種事業所用)

厚生労働省

Header information form including survey period, industry classification, and business registration details.

※印欄は記入しないといけない。 ※印欄は記入しないといけない。 ※印欄は記入しないといけない。

Main data table with columns for employee type, sex, age, and various labor metrics (attendance, hours, wages).

Summary and notes section including '変動状況' (Change Status) and '備考' (Remarks).

提出用 (Submission area)



毎月勤労統計調査特別調査票

厚生労働省

(平成 年 7 月 分)

1 事業所名 (電話)	調査区番号		事業所一連番号	※産業分類番号		企業 種別 番号
	都道府県 番号	調査区番号		大	中	

2 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものは、総収入の最も多いものです。)

3 調査期間は、いつからいつまででしたか。(6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1カ月間です。)

4 調査期間末日の常用労働者数は何人でしたか。
5 企業(同一会社に属するすべての事業所)の常用労働者数は、何人ですか。
該当する番号を○で囲んでください。

(1) 30人以上 (2) 5~29人 (3) 1~4人

常用労働者とは、期間を定めずに、又は1カ月を超えて雇われている者(常用労働者)に、又は1カ月を超えて雇われている者(前2カ月(5月及び6月)の期間を定めて雇われている者)をいいます。

次の者は除きます。
○事業主又は法人の代表者
○無給の家族従業者

1 氏名又は符号	2 性		3 通勤・住居の別 (注)		4 家族労働者 であるかどうか の別	5 年齢 (1.年未満の端数は切り捨てる)	6 勤続年数	7 出勤日数 (1時間でも就業した日は1日に数え、有給休暇は含まない。)	8 1日の実労働時間 (7月中の通常日の労働時間を超えていない。)	9 きまつて支給する現金給与額 (毎月同じように支給される給与(税込み)で、残業手当を含みます。)	10 昨年の8月1日から今年7月31日まで特別に支払われた現金給与額(夏季手当は年末の給与、3カ月を超えて支給する給分及び支給事由の不確実な給与を含まず)を 毎月きまつて支給する給与は含みません。							
	男	女	通	住								家族	家族以外	千円	万円	千円	万円	千円
1	1	2	1	2	1	2												
2	1	2	1	2	1	2												
3	1	2	1	2	1	2												
4	1	2	1	2	1	2												

(注) 住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

備考	面接者氏名	調査票作成 年 月 日	年 月 日	統 計 調 査 員 印
----	-------	----------------	-------	----------------------------

※印欄は記入しないでください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業者の方々は統計法に基づき報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出をお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。